

カーポートにおける床面積の取扱いについて

カーポート（壁を有しない自動車車庫、自転車置き場など）について、駐車部分、入庫部分等の屋内的用途に供する部分は、床面積に参入する。

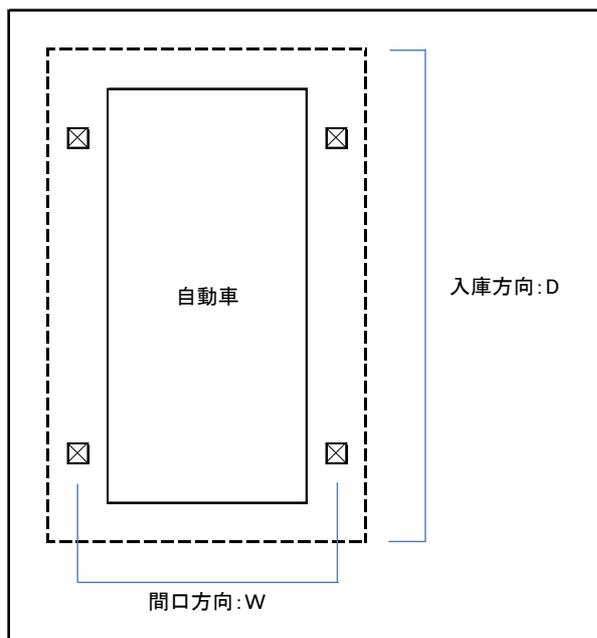
（一般的に、間口方向は柱芯、入庫方向は軒先まで。寸法の取り方は別図によること。）

（参考）

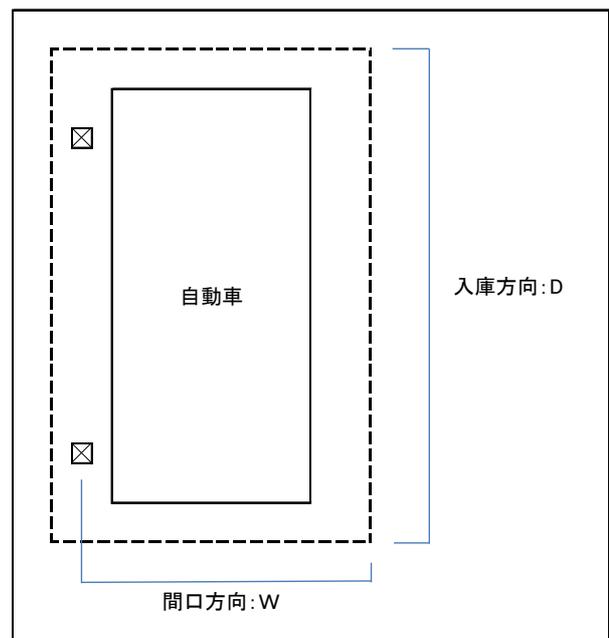
- ・床面積の算定方法について（昭和 61 年 4 月 30 日付け建設省住指発第 115 号）

床面積（㎡）＝間口寸法W（m）×入庫方向寸法D（m）

例 1：柱が 4 本の場合



例 2：柱が 2 本の場合



凡例： □ X 柱
----- 軒の出

なお、本取扱いは床面積の取扱いであり、建築面積の取扱いではありません。